

訪問相談会を行っています

放射線相談室

広野町放射線相談室が9月中に開催予定の巡回相談会は下表のとおりです。放射線に関する不安や相談したい事がある人は、ぜひお越しください。参加者全員での対話の後、個別の相談もお受けします。Dチャトル（町が配布した小さい線量計）の読出しも実施しますのでお持ちの人はご持参ください。

| 開催日 | 会場 | 時間 |
|----------|-----------|--------------|
| 9月9日(水) | 高久・鹿島第4仮設 | 午後2時～3時 |
| 9月11日(金) | 下浅見川地区集会所 | 午前11時30分～正午 |
| 9月14日(月) | 亀ヶ崎地区集会所 | 午前10時～11時30分 |
| | 浜田地区集会所 | 午前11時30分～正午 |
| 9月30日(水) | 四倉鬼越仮設 | 午後2時～3時 |
| | 四倉工業団地仮設 | 午後3時～4時 |

問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773

福島県相双保健福祉事務所

心の健康相談を開催します

福島県相双保健福祉事務所では、さまざまな心の問題についてお困りの人やそのご家族を対象に、精神科医による「心の健康相談」を行っています。

- 最近なんだか元気が出ない…。
 - 以前と比べて落ち込みやすい気がする…。
 - 家族が精神的な病気ではないかと心配…。
 - 子どもが学校に行けなくなった…。
 - 周りの人とうまく付き合っていけなくて悩んでいる…。
 - 震災後、眠れなくて…。
 - などの悩みを抱えていませんか？
- こんなとき、自分ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

談ください。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

- 日 時 10月9日(金)
午前9時から11時まで受け付け
(開館は午前8時30分)
- 場 所 広野町保健センター
- 相 談 料 無料
- 申し込み方法 事前に相双保健福祉事務所保健福祉課に予約する。

問 福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課
障がい者支援チーム ☎0244-26-1132

地域に出向いて説明します

金融犯罪被害防止等のための出前講座

福島財務事務所では、地域のコミュニティ活動や各種団体の会合などにお伺いし、「なりすまし詐欺」などの金融犯罪被害に巻き込まれないよう、日ごろから注意していただきたい内容などを、わかりやす

く説明します。講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

問 福島財務事務所 理財課 ☎024-535-0303

避難先の報告をお願いします

町からの郵送物の宛先

震災以降、町からの郵送物はお知らせいただいた避難先(郵送先)に送付していますが、郵便局から『宛所に尋ねありません。』(配達先に居住の実態がありません)と返送されるケースが多くなっており、保険証なども期日までに届かない場合があります。

10月にはマイナンバーの通知も控えていることから、郵送物が確実に届く避難先(郵送先)を町民保健課戸籍係に報告してください。

問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

国民年金保険料

10年の後納制度が終了します

「10年の後納制度」は過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです。本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができませんが、この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

この10年の後納制度が平成27年9月30日で終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、

10年の後納制度よりも納付できる期間が短く保険料の加算額が高くなります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。また、老齢基礎年金の受給者などは後納制度の利用はできません。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

工事期間中は通行などにご協力を

防災行政無線デジタル化整備工事をします

町内の各所に設置している防災行政無線屋外子局(スピーカー)を、アナログ放送からデジタル放送に変更するにあたって、支柱および付属の機器を入れ換える工事を実施します。工事期間中は通行などにご迷惑をお掛けいたしますが、皆様のご理解と

ご協力をお願いいたします。

- 工事期間 平成28年3月24日まで
- 工事業者 株式会社日立国際電気東北支社

問 環境防災課 消防防災係 ☎0240-27-2114

電話相談を実施します

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、9月7日(月)から7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、身体的・心理的虐待や差別、いやがらせなど高齢者・障害者の抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

また、強化週間の期間以外の日(土曜日、日曜日および祝日を除く)においても、午前8時30分から

午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

- 期 間 9月7日(月)～13日(日)
- 時 間 午前8時30分～午後7時
(ただし、9月12日(土)、13日(日)は午前10時から午後5時まで)
- 相談電話 ☎0570-003-110

問 福島地方法務局 人権擁護課 ☎024-534-1994